

青森県報

号外第十七号

平成十九年
三月二十三日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………

青森県養護老人ホーム規則等を廃止する規則……………

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県立海洋学院規則を廃止する規則……………

青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………

告 示

青森県農林水産業統計調査規程の一部を改正する規程……………

議 会

青森県議会会議規則の一部を改正する規則……………

青森県議会傍聴規則の一部を改正する規則……………

青森県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令……………

教育委員会

青森県立学校学則の一部を改正する規則……………

青森県立学校管理規則等の一部を改正する規則……………

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則……………

(並行在来線
対策室)

(健康福祉
政策課)

(労政・能力
開発課)

(水産振興課)

(経 理 課)

(統計分析課)

(議 事 課)

(総 務 課)

(同)

(県立学校課)

(同)

(同)

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則……………

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令……………

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令……………

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令……………

盲ろう児童就学奨励費支給規程を廃止する訓令……………

青森県立学校職員安全管理規程の一部を改正する訓令……………

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………

青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………

(スポート
健康課)

(職員福利課)

(学校施設課)

(県立学校課)

(同)

(同)

(スポート
健康課)

(警 務 課)

(同)

規 則

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例(平成十九年三月青森県条例第二十一号)の施行期日は、平成十九年三月二十三日とする。

青森県養護老人ホーム規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県養護老人ホーム規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 青森県養護老人ホーム規則（平成十七年十一月青森県規則第百一号）
- 二 青森県知的障害児施設規則（平成十七年十一月青森県規則第百二号）
- 三 青森県知的障害者総合福祉センター規則（平成十七年十一月青森県規則第百三号）

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則（昭和三十三年十月青森県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表青森県立青森高等技術専門校の項中

建築内装系インテリア・サ ビリス科	一年	二〇人
土木系建設シ ステム工学科	二年	二〇人

を

土木系環境土 木工学科	二年	二〇人
----------------	----	-----

に、

短期課程	造園科	一年	一五人
------	-----	----	-----

を

短期課程	建築科	一年	二〇人
	造園科	一年	一五人

に改め、

同表青森県立弘前高等技術専門校の項中

建築内装系インテリア・サ ビリス科	一年	二〇人
建築施工系建 築システム工 学科	二年	二〇人

を

建築施工系建 築システム工 学科	二年	二〇人
------------------------	----	-----

に改め、

同表青森県立弘前高等技術専門校つがる校の項中

溶接科	一年	二〇人
建築科	一年	二〇人

を

溶接科	一年	二〇人
-----	----	-----

に改める。

附 則

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則別表に規定する青森県立青森高等技術専門校の普通課程第二類の土木系建設システム工学科は、改正後の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則別表の規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日までの間、存続するものとする。

青森県立海洋学院規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県立海洋学院規則を廃止する規則

青森県立海洋学院規則（昭和三十九年七月青森県規則第六十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（平成十九年三月青森県条例第三十六号）の施行期日は、平成十九年三月二十三日とする。

告 示

青森県告示第二百十四号

青森県農林水産業統計調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農林水産業統計調査規程の一部を改正する規程

青森県農林水産業統計調査規程（平成十二年三月青森県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式の欄中「史員もしくは」を「職員及び」、「必要な」を「必要ない」、「立入り」を「立ち入り」、「その職務」を「その職務」、「史員もしくは」

を「薊咖啡（ハブ）」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

議 会

青森県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県議会議長 成 田 一 憲

青森県議会議会告示第一号

青森県議会議規則の一部を改正する規則

青森県議会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「五人」を「四人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもつて、議長に提出しなければならない。

第十八条、第十九条ただし書及び第三十七条ただし書中「五人」を「四人」に改める。

第三十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第五十六条第二項、第八十一条第二項、第八十二条第一項、第八十七条ただし書及び第八十八条第二項ただし書中「五人」を「四人」に改める。

第一百条及び第一百一十一条中「第三十九条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）（第二項）」を「第三十九条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）（第三項）」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月三十日から施行する。

青森県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県議会議長 成 田 一 憲

青森県議会告示第二号

青森県議会傍聴規則の一部を改正する規則

青森県議会傍聴規則（昭和三十五年十二月青森県議会告示第二号）の一部を次のように改める。

第一条中「傍聴人の取締」を「会議の傍聴」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県議会訓令第一号

議会事務局職員一般

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

青森県議会議長 成 田 一 憲

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会事務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表調査課の項中「調査第一係」を「政策調査係」に、「調査第二係」を「法制調査係」に改める。

第五条第一項及び第六条中「の庶務」を「に関する事務」に改める。
第九条に次の一項を加える。

2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、あらかじめ事務局長の承認を得て課長が指定する職員がその事務を代決する。

第二十條を削り、第二十一條を第二十條とし、第二十二條から第二十九條までを一

条ずつ繰り上げる。

第一号様式から第三号様式までの規定中「第25条」を「第24条」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「特殊教育」を「特別支援教育」に、「第五章 雑則（第三十八条）」を

「第五章 中学校（第三十八条 第四十五条）」に改める。

第六章 雑則（第四十六条）」に改める。

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校及び中学校」に、「及び修業年限」を「修業年限及び障害種別」に改める。

第一条の二中「（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改め、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（併設型高等学校及び併設型中学校）

第一条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）及び下欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の十二の規定に基づき、あらかじめ協議のうえ、教育課程を編成し、中学校における教育と高等学校における教育を一

貫して施すものとする。

併設型高等学校	併設型中学校
青森県立三本木高等学校	青森県立三本木高等学校附属中学校

第二条第一項中「高等学校」の下に「及び中学校」を加え、同条第二項を削る。

第四条第四項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十条第四項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜を行わないものとする。

「第四章 特殊教育」を「第四章 特別支援教育」に改める。

第三十四条第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「それぞれ盲者（強度の弱視者を含む）、聾者（強度の難聴者を含む）」又は知的障害者」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者」に、「若しくは」を「又は」に改め、

同条第四項中「盲学校」を「視覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「視覚障害特別支援学校」という。）」に改める。

第三十五条中「盲者又は聾者」を「視覚障害者又は聴覚障害者」に、「盲学校又は聾学校」を「視覚障害特別支援学校又は聴覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校」に改める。

第三十七条に見出しとして「（準用規定）」を付し、同条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校」を「視覚障害特別支援学校」に改める。

第三十八条を第四十六条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 中学校

（入学）

第三十八条 中学校に入学できる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

（県外からの入学）

第三十九条 他の都道府県から中学校に入学しようとする者は、教育委員会に願ひ出て、承認を得なければならぬ。

（入学許可及び選抜）

第四十条 中学校の入学は、調査書その他必要な書類、適性検査等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。

2 前項の入学者の選抜について必要な事項は、別に定める。

第四十一条 第一学年の途中又は第二学年以上に入学しようとする者については、校長は、教育上支障がないと認めるときは、これを許可することができる。

（入学手続）

第四十二条 中学校に入学を許可された者の保護者は、誓約書（第六号様式）に、入学を許可された者の住民票の写しを添えて、速やかに校長に提出しなければならない。

（退学）

第四十三条 退学をしようとする者は、保護者とともにその事由を具し、校長に願ひ出てその許可を受けなければならない。

（卒業の認定及び卒業証書の授与）

第四十四条 校長は、生徒の平素の成績の評価に基づいて、各学年の課程の修了を認定する。

2 校長は、全課程を修了したと認められた者には、卒業を認定する。

3 校長は、前項の規定により卒業を認定した者には、卒業証書（第七号様式）を授与する。

（準用規定）

第四十五条 第十六条の規定は、中学校に、これを準用する。

別表第一青森県立青森北高等学校の項の次に次のように加える。

今別校舎	東津軽郡今別町 大字今別	全日制の課程	普通科	三年
------	-----------------	--------	-----	----

別表第一青森県立今別高等学校の項を削り、青森県立五所川原東高等学校の項中「青森県立五所川原東高等学校」を「東校舎」に改め、稲垣分校の項の次に次のように加える。

深浦校舎	西津軽郡深浦町 大字広戸	全日制の課程	総合学科	三年
------	-----------------	--------	------	----

別表第一青森県立深浦高等学校の項を削り、青森県立弘前南高等学校の項の次に次のように加える。

大鰐校舎	南津軽郡大鰐町 大字虹貝	全日制の課程	普通科	三年
------	-----------------	--------	-----	----

別表第一 青森県立大鰐高等学校及び横浜分校の項を削り、青森県立八甲田高等学校の項中「青森県立八甲田高等学校」を「八甲田校舎」に改める。
別表第二を次のように改める。

名 称	位 置	部	学 科	修業年限	障害種別
青森県立青森第一養護学校	青森市大字石江	小学部	普通科	三年	知的障害
青森県立青森第二養護学校	青森市大字戸山	小学部	普通科	三年	知的障害
青森県立青森第一養護学校	青森市大字石江	小学部	普通科	三年	肢体不自由
青森県立八戸聾学校	八戸市柏崎六丁目	小学部 中学部 幼稚部		三年 六年	聴覚障害
青森県立弘前聾学校	弘前市大字原ケ平三丁目	小学部 中学部 幼稚部		三年 六年	聴覚障害
青森県立青森聾学校	青森市大字安田	小学部 中学部 高等部	普通科	三年 三年 六年	聴覚障害
青森県立八戸盲学校	八戸市柏崎六丁目	小学部 中学部		三年 六年	視覚障害
青森県立盲学校	青森市大字矢田前	小学部 中学部 高等部 専攻科 幼稚部	普通科 保健医療科 理療科	三年 三年 三年 三年	視覚障害
青森県立青森若葉養護学校	青森市東目道一丁目	小学部 中学部		三年 六年	病弱

別表第三を次のように改める。

青森県立青森第一高等養護学校	青森市大字西田沢	高等部	普通科	三年	知的障害
青森県立青森第二高等養護学校	青森市大字戸山	高等部	産業科	三年	知的障害
青森県立浪岡養護学校	青森市浪岡大字女鹿	小学部 中学部 高等部		六年 三年 三年	病弱
青森県立森田養護学校	つがる市森田町舞鶴喰	小学部 中学部 高等部		六年 三年 三年	知的障害
青森県立弘前第一養護学校	弘前市大字中別所	小学部 中学部 高等部		六年 三年 三年	知的障害
青森県立弘前第二養護学校	弘前市大字中別所	小学部 中学部 高等部		六年 三年 三年	肢體不自由
青森県立黒石養護学校	黒石市大字湯	小学部 中学部 高等部		六年 三年 三年	知的障害
青森県立七戸養護学校	上北郡七戸町字蛇坂	小学部 中学部 高等部		六年 三年 三年	知的障害
青森県立むつ養護学校	むつ市大字奥内	小学部 中学部 高等部		六年 三年 三年	知的障害
青森県立八戸第一養護学校	八戸市大字久保	小学部 中学部 高等部		六年 三年 三年	肢體不自由
青森県立八戸第二養護学校	八戸市大字松館	小学部 中学部 高等部		六年 三年 三年	知的障害

別表第三

名	称	位 置	修業年限
青森県立三本木高等学校附属中学校		十和田市西五番町	三年

第四号様式中「心身の故障」を「障害」に改める。
 第五号様式の次に次の二様式を加える。

第六号様式

誓 約 書

上記の者、御校在学中は、本人の身上に関する一切引き受けます。

年 月 日

青森県立 中学校長殿

保護者氏名

(印)

生徒氏名	
生年月日	年 月 日

保 護 者	住 所	年 月 日 (満 歳)	職 業	生徒との続柄
生年月日				

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 2 提出する者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第七号様式

卒 業 証 書

校 印

氏 名

年 月 日 生

中学校の課程を卒業したことを証する

年 月 日

青森県立 中学校

校 長 氏 名

(職 印)

第 号

附 則

- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の各号に掲げる県立学校の生徒である者は、施行日から当該各号に定める県立学校の生徒となるものとする。
 - 青森県立今別高等学校 青森県立青森北高等学校今別校舎
 - 青森県立五所川原高等学校 青森県立五所川原高等学校東校舎
 - 青森県立深浦高等学校 青森県立木造高等学校深浦校舎
 - 青森県立大鰐高等学校 青森県立弘前南高等学校大鰐校舎
 - 青森県立八甲高等学校 青森県立七戸高等学校八甲校舎
- 青森県立聾学校の通学区域に関する規則(昭和四十二年三月青森県教育委員会規則第四号)は、廃止する。

青森県立学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県教育委員会規則第五号

青森県立学校管理規則等の一部を改正する規則

青森県教育委員会

(青森県立学校管理規則の一部改正)

第一条 青森県立学校管理規則(昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校及び中学校」に改める。

第六条第二項中「必要に応じ」の下に「栄養教諭」を加える。

第十二条の二の見出し中「及び部主任」を「部主任及び研修主任」に改め、同条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、「部主任」の下に「中学校には、研修主任を」を加え、同条第五項中「及び部主任」を「部主任及び研修主任」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 研修主任は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第十六条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、「高等部にあつては特別活動及び自立活動」の下に「中学校にあつては道徳及び特別活動」を加える。

第二十条(見出しを含む)中「休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。

第二十一条中「二日」を「四日」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「三日」を「五日」に改める。

(青森県立学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則(昭和五十五年三月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「養護学校の高等部で知的障害者」を「特別支援学校の高等部で知的障害者」に、「盲学校及び聾学校の高等部並びに養護学校の高等部で」を「特別支援学校の高等部で視覚障害者、聴覚障害者」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県就学指導委員会の設置等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県就学指導委員会の設置等に関する規則(昭和四十九年七月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(技能職員等の給与に関する規則の一部改正)

第二条 技能職員等の給与に関する規則(昭和五十五年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第三条 学校教育法施行細則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第八条(見出しを含む)中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第九条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十条(見出しを含む)中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十二条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(青森県総合学校教育センター組織規則の一部改正)

第四条 青森県総合学校教育センター組織規則（平成十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊学級」を「特別支援学校及び特別支援学級」に改め、同項第二号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（青森県立郷土館規則の一部改正）

第五条 青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。
附 則

この規則は平成十九年四月一日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「十六万八千円」を「十六万七千円」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

臨時職員の給与に関する規程（昭和三十六年七月青森県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「県立学校及び市町村立定時制高等学校」を「高等学校及び特別支援学校」に、「県立学校」を「高等学校、特別支援学校」に、

短大卒	右給料表一級九号給	右給料表一級九号給	を
短大卒	右給料表一級十一号給	右給料表一級十一号給	に改める。

第四条の三を削る。

第六条第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁 内 一 般
教 育 事 務 所
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

庁 内 一 般
教 育 事 務 所
立 学 校

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程（昭和四十三年六月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一栄養士の項中「栄養士」を「栄養教諭 栄養士」に改め、同表高等学校で理科実験、美術又は書道を担当する教諭の項及び高等学校で調理実習を担当する教諭の項中「高等学校」の下に「及び中学校」を加え、同表盲学校、聾学校及び養護学校の教頭、教諭、寄宿舎指導員の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「休息时间」を「休憩時間」に改め、同条第三項中「休息时间及び休息时间」を「及び休憩時間」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

様式第十五号を次のように改める。

様式第十五号 削除

様式第十六号の二中「分校」の次に「、分校」を加える。

様式第十八号中「併設」の次に「（聾、盲、盲聾、盲聴）」を加える。

様式第十九号の二及び様式第二十四号中「分校」の次に「、分校」を加える。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

所 出 庁 内 一 般
轄 先 機 関 関 機 関

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令

訓令

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程（昭和三十九年四月青森県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「前年度の十一月三十日」を「高等学校及び特別支援学校にあつては前年度の十一月末日、中学校にあつては前年度の二月末日」に改める。

第五条第一項の表盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項の次に次のように加える。

中学校	三泊四日以内
-----	--------

第一号様式の（その一）中「盲立聾聾学校」を「高等学校」に

本校	分校	分校	分室
----	----	----	----

に改め、同様式の（その二）中「盲・聾・養護学校」を「特別支援学

本校	分校	分校	分室
----	----	----	----

校」に該当する場合は、「知的障害養護学校の」を「知的障害者に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「知的障害特別支援学校」という。）の」に、「知的障害養護学校以外」を「知的障害特別支援学校以外」に、同様に「知的障害養護学校」を「知的障害特別支援学校」に、同様に次の「並びに」に記す。

(その3) 中学校

青森県教育委員会教育長 殿

第 年 月 日

学校名 校長氏名

教育課程の届出書

年度の教育課程を下記のとおり編成したからお届けします。

記

- 1 教育目標
- 2 指導の重点及び教育課程編成の方針
- 3 教科等及びその授業時数

教科等	学 年		
	1 年	2 年	3 年

道徳					
特別活動	学級活動				
総合的な学習の時間					
合 計					
備 考					

- 4 総合的な学習の時間の概要
- 5 特別活動の概要
- 6 主な学校行事

区 分	行 事 名	学 年	時 期	日数又は時間	主 な ね ら い

注1 記2について

学期の区分及び授業の1単位時間についても記載すること。ただし、学期の区分については、3学期によらない学期を定める場合に記載すること。

2 記3について

ア 別紙にしてもよい。

イ 年間授業時数を記載すること。

ウ 学年の記入は、左側から1年、2年・・・となるように記載すること。

3 記4について

ア 別紙にしてもよい。

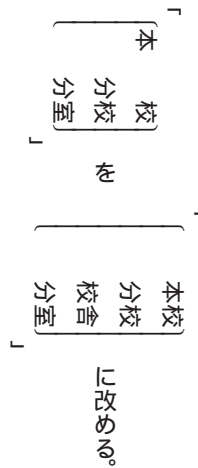
イ 名称、指導計画、学習形態、指導体制、評価の観点等を記載すること。

4 記6について

学校行事の区分は、儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、旅行(遠足)・集団宿泊的行事及び勤労生産・奉仕的行事とすること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第二号様式及び第三号様式中



附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

各 県 立 盲 聾 学 校

盲ろう児童就学奨励費支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

盲ろう児童就学奨励費支給規程を廃止する訓令

盲ろう児童就学奨励費支給規程(昭和三十一年四月青森県教育委員会訓令甲第一号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員安全衛生管理規程(平成九年三月青森県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校及び中学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

青森県公安委員会規則第三号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則(昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
別表第一「青森警察署」の項中

東田沢警察官駐在所	東津軽郡平内町大字東田沢字田沢二番地
浅所警察官駐在所	東津軽郡平内町大字浅所字浅所七番地九

東田沢警察官駐在所	東津軽郡平内町大字東田沢字田沢二番地
-----------	--------------------

に改め、同表青森南警察署の項中

徳才子警察官駐在所

青森市浪岡大字徳才子字早稲田九十六番地九

下十川警察官駐在所

青森市浪岡大字下十川字村元九番地三

を

徳才子警察官駐在所

青森市浪岡大字徳才子字早稲田九十六番地九

に改め、同表大間警察署の項中

下風呂警察官駐在所

下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八十三番地一

易国間警察官駐在所

下北郡風間浦村大字易国間字大川目百十九番地

を

風間浦警察官駐在所

下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八十三番地一

に改め、同表むつ警察署の項中

川内警察官駐在所

むつ市川内町川内八十二番地三

宿野部警察官駐在所

むつ市川内町宿野部楡木平五十六番地三百九十七

を

川内警察官駐在所

むつ市川内町川内八十二番地三

に改め、同表弘前警察署の項中

掘越警察官駐在所

弘前市大字泉野一丁目五番地一

千年警察官駐在所

弘前市大字小栗山字川合百十五番地四十一

を

南警察官駐在所

弘前市大字泉野一丁目五番地一

に改め、同表つがる警察署の項中

柴田警察官駐在所

つがる市木造柴田玉作六十四番地二

森田警察官駐在所

つがる市森田町山田米岡一番地一

を

森田警察官駐在所

つがる市森田町山田米岡一番地一

に

越水警察官駐在所

つがる市木造越水駒田六番地六

丸山警察官駐在所

つがる市木造丸山竹鼻八十四番地二十三

を

越水警察官駐在所

つがる市木造越水駒田六番地六

に改め、同表五所川原警察署の項中

相内警察官駐在所

五所川原市相内岩井八十一番地百六

菖蒲川警察官駐在所

北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳百五十番地一

六郷警察官駐在所

北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一番地一

を

相内警察官駐在所

五所川原市相内岩井八十一番地百六

に改め、同表黒石警察署の項中

尾上警察官駐在所

平川市猿賀南田百十番地五

南田中警察官駐在所

平川市南田中村内八十二番地五

を

尾上警察官駐在所 平川市猿賀南田百十番地五

に改め、同表三戸警察署の項中

上郷警察官駐在所 三戸郡田子町大字山口字道前十三番地二
剣吉警察官駐在所 三戸郡南部町大字斗賀字久保田二番地四

を

上郷警察官駐在所 三戸郡田子町大字山口字道前十三番地二

に改め、同表十和田警察署の項中

六戸警察官駐在所 上北郡六戸町大字大落瀬字後田十九番地
七百警察官駐在所 上北郡六戸町大字大落瀬字権現沢百一
地十一

を

六戸警察官駐在所 上北郡六戸町大字大落瀬字後田十九番地

に改め、同表七戸警察署の項中

天間林警察官駐在所 上北郡七戸町字森ノ上百三十二番地十五
榎林警察官駐在所 上北郡七戸町字塚長根四十八番地五

を

天間林警察官駐在所 上北郡七戸町字森ノ上百三十二番地十五

に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県公安委員会規則第四号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「事務吏員又は技術吏員」を「一般職員（青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）第一条第一号に規定する一般職員（技能技師及び技能主事を除く。）をいう。以下同じ。）」に改める。
第二十二条及び第二十六条中「事務吏員又は技術吏員」を「又は一般職員」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭